

栃木市市民会議 第4回全体会 会議要旨

日 時：平成26年5月23日（金） 午後7時～8時10分

会 場：栃木市役所 正庁

出席者数：委員44名、事務局7名、財政課1名

1 開会

2 あいさつ（会長）

年度が替わって、事務局・委員にも変更があった。

前会議からふたつの大きな出来事があった。ひとつは、岩舟町と栃木市との合併。ふたつ目は、選挙があり市長が2期目を迎える。この市民会議も2年度目を迎える中で、一層の充実を図って参りたい。本日は、部会に分かれて今後の進め方を議論するので、よろしくお願ひしたい。

3 委嘱状交付

4 議事

1) 平成26年度のスケジュールについて

・・・資料1、第3回配付資料(自治基本条例部会について)、資料1-2

資料に基づき事務局説明

事務局：全体会については、5月、9月、11月、2月に4回の開催を予定している。

次に、部会についてであるが、自治基本条例部会を6月、7月、8月、10月に計5回の開催を予定している。主な概要は、既存条例の検証や今年度制定に向けて動き出す住民投票条例についてご協議をいただくものである。

総合計画については、8月に2回の開催を予定している。11月の予定に「○」が付いているが、これは部会単独の開催ではなく全体会の議案として取り扱う事を考えている。

次に、歌・木・花については、本日の議事の2で説明をさせていただく。

26年度については、以上の会議を現時点で予定している。

引き続き、自治基本条例部会について説明をしたい。本日配付した資料（自治基本条例部会について）を参照願ひたい。第3回の全体会において、一度説明をさせていただいたが、自治基本条例部会として取組む事項の（3）各条文に規定されている取組み事項の実績について及び平成26年度のスケジュールについて改めて説明をさせていただく。前回の説明では、条例の整備運用については、9月か10月に市民会議の意見をその取組みの所管課に戻すと説明をした際に、委員からもスケジュールの見直しなどについての意見をいただいた。その後、事務局で平成28年度に予定している条例の全般的な見直しに向けての手順を検討したところ、市民会議で行う作業に変わりはないが、3年間をひとつの見直しの期間と考え、じっくりと検証作業に取組みたいと考えている。

もちろん作業の中で、各条文に対する疑問があれば所管課とやり取りをして一つひとつを積み重ねて参りたい。自治基本条例部会の説明は以上である。

次に、資料1-2平成26年度行政改革大綱・財政自立計画実施計画の意見聴取について説明する。

これまで、行革大綱・財政自立計画については、市民会議の意見をいただき、その検証・改善につなげて参りたいと説明をさせていただいたが、その具体的な方法については、会議で示していなかったので、今回、説明をさせていただく。2意見聴取の方法のとおり、総合計画部会の7つの作業部会に、行革大綱部会を加えて、総合計画部会の8つ目の部会として意見の聴取を行いたいと考えている。スケジュールとしては、総合計画の外部評価の手順に併せて取組むことを考えている。

続いて、総合計画部会についてであるが、前回の会議の際に詳細の説明を行い、その際に具体的な質問をいただいたので、全体会でお諮りすることはない。この後、部会において行政評価の実施要領、マニュアルを基に説明をさせていただく。

質疑応答

無し

2) 市の歌・木・花・鳥の制定について・・・資料2

資料に基づき事務局説明

事務局：市では、平成27年度に市制5周年を迎えるに当たり、慣行の制定作業を進めている。制定に当たっては、広く市民からの意見を反映できるように市民アンケートを実施することとなっている。市民会議から意見をいただきたいことは、別紙3の項目である。この意見については、事前に各委員からご意見をいただき別紙4-1として、本日、配付をさせていただいた。この中で、いくつか事務局に対する質問があったので、回答をさせていただく。

①歌詞のイメージに関する項目

・1, 2, 3については、歌の制作については、専門家の活用を考えている。現在、専門家と協議しているところである。

・7については、例示が河川に偏りすぎているので、ご指摘のとおり修正していく。この部分を中心に、委員からご意見をいただきたい。ご意見があれば、別紙4を会議終了後に事務局に提出願いたい。アンケート作成時に参考とさせていただく。

・9については、歌詞の中に名所などの特別な言葉を入れなくてもそれを感じさせる全体を表すような言葉を引用してはいかがかとのことだが、事務局でも、その様なところを踏まえて専門家と協議を進めていく予定であ

る。このアンケートは、歌詞のイメージを膨らませていただくためのアンケートである。

②木・花・鳥の募集に関する項目

- ・ 共通性の高いものを選択すべきという意見もあれば新市になったので、共通性がなくても良いのではないかとの意見もある。市としては、広く市民にアンケートをとることから、その結果を大切にしながら選考を考えている。
- ・ 別紙3の（ ）内の表現を入れるとアンケートの回答が偏るのではないかとのことであるが、広く市民からの意見をいただきたいと考えているので、（ ）の部分は削除する方向で考えている。

③その他

- ・ 木、花等の選考に当たり、市内の郷土歴史学者などの専門家を集めて選定協議会を設ければとのことですが、市としては、専門的なものというよりは、市民から広く親しまれるものの制定を考えている。アンケートの結果を基に、市民会議から答申をいただきたいと考えている。2月の全体会を予定している。
- ・ 6 応募の要件である「ひとりにつき1回限り」の表現ですが、ひとりに複数回の応募を可能としてしまうと、アンケート結果の公平性が担保できないと考えたためである。

歌・木・花・鳥の制定についての説明は以上となる。別紙3についてのご意見をいただきたい。

質疑応答

委員：一部事務局の理解が逆になっている。資料4-1の①の9であるが、「旧栃木市ばかりを代表させてしまうと」このような表現はキツイ。そうではなくて、歌詞のイメージの募集についての所に例示として挙がっている項目の5つの内4つが旧栃木市であるので、例としてはよろしくないと思う。このことがキツイ解釈になっていると思う。一体感の醸成がとても大切である。どこかの地域ばかりではなく、同じ郷土だと。これから生まれてくる子ども達も同じ郷土の出身ということで誇りを持っていくためには、どこかの町のみではなくて、仮に3番までとしたら、1番に巴波川、2番に渡良瀬を入れたりして、うちの地域が入っていないとならないように、例えば、皆が藤岡の渡良瀬などは、全国的に有名で誰もが納得するものですし、色々な歴史的な深いものを共有することになったので、そのようなところにウエイトを置いても宜しいのではと思う。木花鳥のところも、藤岡の自然はラムサールもあるし世界中の人が、注目して

いるところでもあるので、これをクローズアップ、イメージアップさせる PR ソングにもなれると良いのではないかと思います。

また、もうひとつ、特別な名称を入れなくてもという部分は、いま申し上げたとおり、逆に固有名称である巴波川や渡良瀬などを入れていただいたら良いのではと思う。特別な名称を入れなくてもではない。どの市・町そして学校の校歌にも名所は入っている。郷土愛を育むには、絶対入れなくてはならないと思う。この部分を訂正していただきたい。

事務局：解釈の違いは申し訳ございませんでした。いまの発言を委員の意見として参考にさせていただく。

委員：③その他の6の所であるが、アンケートの公平性を保つために、ひとり1回としたとのことだが、そうすると応募の多いものから選ぶのかという問いに対する説明がなかった。もし、応募の多いものから選ぶということになると、スケジュールの中の2月の市民会議で、候補の選考について市長から諮問されるということだが、その手続きはいらなくなるのではないか。

事務局：原則、応募数を重点的には考えているが、別紙の3の応募用紙をご覧くださいくと市の象徴としてとの表記がある。このことからアンケートの理由の部分も大切にしていきたいと考えている。例えば、1番多かったものと2番目に多かったものが1票差であったとするとその理由も重要視しながら、市民会議から市長にその候補を答申していただきたいと考えている。

委員：いまの答弁では納得できないが、時間のこともあるので、これ以上追及はしない。

委員：会議終了後に、意見を記入したものを提出する。ひとつだけ言いたいことは、「募集の条件」という項目があるが、「条件」とは、物事を決定したり約束したりする時に、前提あるいは制約として使う表現である。

募集の用語としては、不適と感じた。例えば、「期待される内容」とか「期待されるイメージ」とか「コンセプト」とか柔らかい表現が良いのではと感じた。

事務局：そのように表現を考えたいと思う。

会長：先ほど資料1で説明があった際にこれが木花の部会とのことであったが、これから市民アンケートを行い、意見を頂戴して、このような方法で決めていくことをまず、市民会議の了解を得る。アンケートの結果を集計・整理・分析をして、2月の全体会の時に、市の木花鳥として提案したいと、今日を含めて2回審議にかかる。部会としてではなく全体会の議題として取り上げることでよ

ろしいか。従来だと市が市民の意見を求めずに、決め方を決めて募集を行い、決定の報告を行うが、決めるプロセスについて市民の意見を集約することがある意味、行政の透明性を高めていこうという趣旨と理解している。

委員：応募をされたものがどのように採用されるかは分かったが、募集要項の中にもその旨を含めると応募する方が分かりやすいのではないかと思う。

事務局：確認であるが、最終的に市民会議から答申を行う的な表現を加えるということではよろしいか。ご意見を参考とさせていただきます。

会長：今回の意見を参考に反映する形で修正していく。委員の皆さんも周りの方々に声をかけていただき応募があるように働きかけをしていただければと思う。

3) 部会の設置について・・・資料3

資料に基づき事務局説明

事務局：資料3は以前に委員の皆さんに部会の意向を調査したものを集計した資料である。自治基本条例部会は22名、総合計画部会は32名である。事務局案としてお諮りするものである。会議の冒頭でも説明をしたが、31番の岩舟地域協議会の推薦委員については、5月26日の岩舟町地域協議会の会議において選考していただく予定である。この方については、部会のバランスを勘案して、自治基本条例部会に入っただくことを考えている。

質疑応答

委員：22名、32名という振り分けは、これから想定される作業の分量や作業部会を細かく設置することなどを考えた際に、妥当な割合かを伺いたい。

事務局：これまでの事務局からの説明のとおり、総合計画については、8本の作業部会を予定し、1つの作業部会に3～4名を考えていた。総合計画部会は事務局でも協議しまして妥当な人数と考えている。

また、自治基本条例部会は、細かく分けた作業は考えていない。22名でひとつの部会として、皆さんと協議して参りたいと考えていることから、事務局では、妥当な振り分けと考えている。

委員：総合計画部会に入るが、ワークショップは32名で行うのか。それとも、少人数でワークショップを行い、それを部会でまとめるのか。

事務局：32名の部会員を8つのグループに分けて、そこに、総合政策課の職員や柱の中で大きく事務に係る所管課の職員が入り、部会員の皆さんと職員で7～8名程度の作業部会となる。この後、部会に分かれるがその際にもう少し詳しく説明をさせていただく。

委員：総合計画部会としては、意見を集約しないのか。部会としては、32名が一同に会して議論をするということはないのか。

事務局：各グループで纏めたものを全員で集まって議論する時間は取れないと考えている。纏めた素案を全部会に周知をして、意見があればさらに意見を加えて、部会員の方から全体会に提案していただくことを考えている。

委員：これから細かく議論するには、分かれて行った方が良いが、他方で、総合計画部会なので、たこつぼ化して施策の相互関係が分からない議論にならないように、部会では、俯瞰した議論ができる機会を設けていただきたい。

4 その他

事務局：部会が設置されたので、部会に分かれてそれぞれの進め方について打合せを行う。

5 閉会

続いて各部会を開催